

○金融庁告示第二十号

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成十年^{総理府}令第四十八号）第三条^{大蔵省}の規定に基づき、金融庁長官が定める財産を次のように定め、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日（令和二年五月一日）から適用する。

令和二年四月三日

金融庁長官 遠藤 俊英

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則第三条に規定する金融庁長官が定める財産は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十項及び第十一項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を定める件（平成二十八年金融庁告示第十六号）第一条第一項各号に掲げるものとする。